

幼児教育・保育無償化確認表

該当する園、年齢でご確認ください。
無償化手続きの有無欄 「×…手続き不要」「○…手続きが必要」

お子さまの 利用される施設	葛城市のお子さまが 利用している園(例)	年齢区分	認定区分	無償化の対象範囲		無償化 手続きの 有無
公立保育所 公立認定こども園 公立小規模保育所等	磐城第2保育所 當麻第1保育所 磐城認定こども園 高田こども園 他	0ー5歳児	2号認定 【3〜5歳児】	保育料	無償化対象となるため、保育所保育料は0円です。	×
私立保育園 私立認定こども園 私立小規模保育所等	華表こども園 浄正院保育園 はじかみ保育園 つばみ認定こども園 他		3号認定 【0〜2歳児】		従来の通り、保育料は徴収となります。 ※ただし住民税非課税世帯の0ー2歳児は無償化対象です。	
公立幼稚園	新庄幼稚園 忍海幼稚園 新庄北幼稚園 磐城認定こども園 當麻幼稚園	3ー5歳児	1号認定	保育料	無償化対象となるため、幼稚園保育料は0円です。	×
			新2号認定	預かり保育 利用料	【保育が必要な世帯に限る】 保護者の方が実際に負担した金額と「450円×利用日数(1 1,300円/月まで)」とを比較して、低い方が無償化されま す。	○
私立幼稚園 (新制度移行園) 認定こども園 (教育認定)	せいか幼稚園 あいけい幼稚園 高田カトリック幼稚園 他	満3歳児	1号認定	保育料	無償化対象となるため、幼稚園保育料は0円です。	×
			新3号認定	預かり保育 利用料	【保育が必要な世帯】かつ【非課税世帯】 保護者の方が実際に負担した金額と「450円×利用日数(1 6,300円/月まで)」とを比較して、低い方が無償化されま す。	○
		3ー5歳児	1号認定	保育料	無償化対象となるため、幼稚園保育料は0円です。	×
			新2号認定	預かり保育 利用料	【保育が必要な世帯に限る】 保護者の方が実際に負担した金額と「450円×利用日数(1 1,300円/月まで)」とを比較して、低い方が無償化されま す。	○
私立幼稚園 (新制度未移行園)	ハルナ幼稚園 他	満3歳児	新1号認定	保育料	上限25,700円/月まで無償化されます。 ※保育料は入園料を月割した額を含みます。	○
			新3号認定	預かり保育 利用料	【保育が必要な世帯】かつ【非課税世帯】 保護者の方が実際に負担した金額と「450円×利用日数(1 6,300円/月まで)」とを比較して、低い方が無償化されま す。	
		3ー5歳児	新1号認定	保育料	上限25,700円/月まで無償化されます。 ※保育料は入園料を月割した額を含みます。	○
			新2号認定	預かり保育 利用料	【保育が必要な世帯に限る】 保護者の方が実際に負担した金額と「450円×利用日数(1 1,300円/月まで)」とを比較して、低い方が無償化されま す。	
		0ー5歳児	新2号認定 新3号認定	利用料	原則、認可保育所や認定こども園(保育認定)、小規模保育 所等を利用している方は対象となりません。保育所等を利用 していない方で、保育の必要性がある方が対象です。 ○新2号認定 【3ー5歳児】で【保育が必要な世帯】 施設の利用料について、上限37,000円/月まで無償化さ れます。 ○新3号認定 【0ー2歳児】で【保育が必要な世帯】かつ【非課税世帯】 施設の利用料について、上限42,000円/月まで無償化さ れます。	○
認可外保育施設	キッズライン 他	0ー5歳児	新2号認定 新3号認定	利用料	原則、認可保育所や認定こども園(保育認定)、小規模保育 所等を利用している方は対象となりません。保育所等を利用 していない方で、保育の必要性がある方が対象です。 ○新2号認定 【3ー5歳児】で【保育が必要な世帯】 施設の利用料について、上限37,000円/月まで無償化さ れます。 ○新3号認定 【0ー2歳児】で【保育が必要な世帯】かつ【非課税世帯】 施設の利用料について、上限42,000円/月まで無償化さ れます。	○
一時預かり事業	華表こども園 磐城第2保育所 當麻せいか子ども園					
病児保育事業	ぞうさんのおうち (大和高田市) 病児保育室「ぼっぼ」 (香芝市)					
ファミリーサポートセン ター 事業	子育て支援センター					

※国立大附属幼稚園・特別支援学校幼稚部など、利用されている幼稚園が上記に記載されていない場合は、学校教育課までお問い合わせください。

※保育が必要な世帯で公立幼稚園・私立幼稚園(新制度移行園)に通うかたは、現在の1号認定に追加して新2号認定を受ける必要があります。

無償化を受けるにあたり、手続きが必要となっている施設・事業について

無償化の対象となるためには、手続きが必要となります。子育てのための施設等利用給付認定申請書を市に提出し、市から認定を受けることで無償化の対象となるため、必ず事前に申請をしてください。
また、幼児教育・保育無償化確認表で【保育が必要な世帯に限る】とされている施設において無償化を受けるためには、子育てのための施設等利用給付認定申請書の他に、保育が必要であることの証明書の添付が必要となります。保育を必要とする理由を証明する書類は別紙をご参照ください。

保育が必要な世帯とは？

上記の無償化の対象範囲において、【保育が必要な世帯に限る】の表記がある場合、無償化の対象となるためには保護者のいずれもが以下の『保育を必要とする事由』に該当することが必要です。

また、保育を必要とする事由によって保育の実施期間が異なります。

保育を必要とする事由	保育の実施期間 (保育を必要とする期間に限る)
1. 就労(外勤・自営業等) 月に64時間以上の就労を常態とされている場合に限る	左の条件で就労している期間
2. 妊娠・出産	産前、産後3か月以内
3. 保護者の疾病・障害	必要と認められる期間
4. 同居または長期入院などをしている親族の介護・看護 月に64時間以上の看護・介護を常態とされている場合に限る	必要と認められる期間
5. 災害復旧	必要と認められる期間
6. 求職活動	3ヶ月後の月末まで
7. 就学 月に64時間以上の就学を常態とされている場合に限る	必要と認められる期間
8. 育児休業中	必要と認められる期間
9. 上記以外	状況により決定